

別表3

特定建設作業の規制基準

		騒音基準	振動基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85デシベル	75デシベル	—
	測定位置	敷地境界		
作業時間		午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと		イ、ロ、ハ、ニ
1日当たりの作業時間		10時間／日を超えないこと		イ、ロ
作業期間		連続6日を超えないこと		イ、ロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと		イ、ロ、ハ、ニ、ホ

適用除外

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合